

第11章 水防報告

第1節 水防報告

1. 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

2. 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

第12章 公務災害補償

第1節 公務災害補償

1. 水防団員等の公務災害補償

法第6条の2の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「北海道市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和32年2月13日条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第13章 水防訓練

第1節 水防訓練

1. 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団体に対し、隨時水防工法についての技能を習得せしめるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。